

平成30年（2018年）10月1日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 岡 田 美 津 子

〃 杉 原 利 明

〃 澤 井 信 秀

〃 山 村 恵 美 子

〃 鈴 木 深 由 希

〃 藤 井 憲 一 郎

J R 芸備線・福塩線の早期復旧に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

国土交通大臣

石 井 啓 一 様

広島県知事

湯 崎 英 彦 様

発議第 5 号

J R 芸備線・福塩線の早期復旧に関する意見書（案）

平成 3 0 年 7 月豪雨により甚大な被害が発生し，長期にわたる運休が見込まれている J R 芸備線・福塩線は，通学，通勤，医療機関への通院といった市民生活の維持，企業の生産活動等に不可欠な鉄道路線である。

J R 西日本から復旧計画が示されているが，鉄道路線は定時性に優れ，大量輸送が可能であることから，生活交通としての利用者のほか，観光客等への影響も大きいいため，一刻も早い復旧を図るために鉄道事業者に対する特段の配慮を講じていただくとともに，地方自治体の負担に対する財政措置等あらゆる支援を要望するものである。

また，鉄道路線の復旧までの期間において，運行可能となった区間については，早期に一部運行を再開していただくよう関係機関への働きかけを要望する。

以上，地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年） 1 0 月 1 日

三 次 市 議 会